

答 申 書

諮問第11号

令和7年2月25日付けの公文書不存在による請求拒否決定（昭教学指第1980-7号）に対する審査請求について

1 審査会の結論

「令和5年3月13日開催の昭島市議会予算審査特別委員会での、NPO法人に関する〇〇委員から質問に対する、学校教育部長の答弁「本市としてどのような関わりがあったのかということ、これから調査をきちんとしたいなというふうに考えております。」に基づいて行われた調査における、調査報告や中間成果物（関係者へのヒアリングメモ、電子メール等）。」（以下「本件文書」という。）は、存在しないとして請求拒否とした決定処分に係る審査請求は、棄却を相当とする。

2 審査請求及び審査の経緯

審査請求人〇〇〇〇氏（以下「審査請求人」という。）は、令和7年2月12日付けで、昭島市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、本件文書について昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき公文書開示請求を行った。これに対し、実施機関は、同月25日付けで、本件文書は存在しないとして請求拒否とする決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公文書不存在による請求拒否決定通知書（以下「補記前不存在通知書」という。）により審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分を不服とし、同年5月25日付けで実施機関に対して本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

実施機関は、審査請求書の提出を受け、本件文書を不存在とする理由の付記内容について再度検討を開始した。その旨を審査請求人に伝えたところ、審査請求人は、同年6月9日付けで実施機関に対して反論書（以下「反論書1」という。）を提出した。

実施機関は、審査請求書及び反論書1の提出を受け、同月18日付けで同年2月25日に発出した補記前不存在通知書の備考欄に本件文書を不存在とする理由を補記した通知書（以下「補記後不存在通知書」という。）を審査請求人に送付した。

実施機関は、同年7月22日に審査請求人に対して審査請求を継続するかどうかの意思を確認したところ、審査請求は取り下げないとの意思を確認した。

実施機関は、同年8月27日付けで弁明書を審査請求人に送付した。

当審査会は、同年8月28日付けで実施機関から条例第12条第3項の規定に基づく諮問を受けたため、審査手続として、5(1)のとおり、本諮問案件についての審査を行った。

審査請求人は、同年9月28日付けで実施機関に対して弁明書に対する反論書（以下「反論書2」という。）を提出した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 理由の付記について

実施機関が公文書の不存在による請求拒否決定をする際に付記すべき処分の理由は、保有したことがない理由や状況を審査請求人が理解することができる程度のものでなければならず、補記前不存在通知書の理由の付記には不備がある。なお、実施機関は、補記後不存在通知書を令和7年6月18日に送付しているが、その際に補記前不存在通知書の返却を求めているため、正式な手続を経て行われたものとは考えられない。したがって、有効な通知書は、補記前不存在通知書のみである。

(2) 本件文書の存否について

実施機関は、本件文書の存否について関係職員に対して確認したに留まる。「令和5年3月の市議会質疑から調査を経て市議会に調査結果を回答するまでの経緯」を踏まえた上で、本件文書を調査すべきであり、その説明がない以上、実施機関が十分な調査を実施したとは言えない。したがって、再度適切な調査を実施し、決定をやり直すよう求めるため、本件処分の取消しを求める。

(3) 審査請求の事務処理について

審査請求全体の事務処理が、マニュアル等に基づかず恣意的に運用されているのではないかと考える。また、審査請求の取下げを打診することは制度的及び道徳的な観点から不適切である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに第1回審査会及び第2回審査会における説明

聴取等で次のように主張している。

(1) 理由の付記について

補記前不存在通知書に付記した「実施機関で保有したことがない」という理由は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について（平成17年4月28日総管管第13号総務省行政管理局長通知）に則したものであり、当該理由により理由提示として足りるものと考えている。

一方で、審査請求人から「保有したことがない理由や状況がわかる程度の理由付記が必要である」という主張を受けたため、当初、口頭による補足の説明の打診を行った。しかし、審査請求人から行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき書面での回答を求められたため、補記前決定通知書での理由の付記により同条第1項の規定が要請する理由の提示を満たしていると考えてはいるが、審査請求人の意思をしん酌して補記前不存在通知書の備考欄に保有したことがない理由を補記した。

このように補記後不存在通知書により、十分な理由を提示したものと考えている。

(2) 本件文書の存否について

実施機関で現に保有し、又は過去に保有していた文書（ファイルサーバに格納された電子データを含む。）を調査したところ、本件文書の存在を確認することはできなかった。

また、関係職員へ複数回にわたり聴取したが、本件文書を作成した事実を確認することはできなかった。

(3) 審査請求の取下げについて

審査請求人との調整の中で、審査請求人から「補記後不存在決定通知書を読んでから再考したい」との意向が示されたため審査請求を継続するかどうかの意思を確認したものであり、審査会を回避するという意図はない。

5 審査会の判断

(1) 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 7 年 8 月 28 日	諮問（実施機関から弁明書の写しを収受）
令和 7 年 9 月 10 日	実施機関職員から説明聴取等 （令和 7 年度第 1 回審査会）
令和 7 年 9 月 28 日	実施機関から審査請求人より提出された反論書 2 の写しを収受
令和 7 年 10 月 21 日	実施機関職員から説明聴取等 （令和 7 年度第 2 回審査会）
令和 7 年 12 月 1 日	審議

（2） 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき、審査請求人及び実施機関双方の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 公文書不存在による請求拒否決定通知書について

本件処分に係る通知書として、補記前不存在通知書及び補記後不存在通知書が存在する。この点、実施機関は、補記後不存在通知書について、前記 4（1）のとおり補記前決定通知書の理由付記により行政手続法の要請を満たしているとの認識の下、審査請求人の意思をしん酌して備考欄に保有したことがない理由を補記したものと主張している。

このように、補記後不存在通知書は、理由の補足説明を行うための手段にすぎず、補記前不存在通知書に係る決定及び理由の内容を変更する意図はないものと伺える。また、審査請求人も補記前不存在通知書のみが有効な処分通知であると認識していることから、当審査会では、補記前不存在通知書をもって審査の対象とする。

イ 理由の付記について

行政処分に理由の付記が要請される趣旨は、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えるというものであると解されている。

そのため、実施機関が本件処分に当たり付した理由が当該趣旨に照らして十分なものであったかが問題となる。

一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りないが、対象文書を作成又は取得をしていないのか、あるいは作成又は取得をした後に、廃棄又は亡失をしたのかなど、なぜ当該文書が存在しないかに

についても、理由として付記することが求められる。

条例に基づく公文書開示請求に対する公文書の不存在による請求拒否決定に記載すべき理由の付記は、昭島市情報公開条例施行規則（平成10年昭島市規則第40号）第5号様式に「実施機関で保有したことがない。」又は「保有していたが廃棄した。」の理由が定められている。本件においても、補記前決定通知書の「実施機関で保有したことがない。」という理由付記により、公文書を保有していない事実のみならず、対象文書を作成又は取得をしていないことまで説明していることができているのであって、条例第6条第4項の要請を満たしている。

ウ 本件文書の存否について

前記4(2)のとおり、実施機関はその存在及び作成の事実を確認することができなかつたと述べ、当審査会としても、審査請求人が主張する「令和5年3月の市議会質疑から調査を経て市議会に調査結果を回答するまでの経緯」を踏まえた上で、第1回審査会及び第2回審査会において、実施機関から意見を聴取したが、このことを疑わせるに足りる心証を得るには至らなかつた。

エ 結論

したがって、本件処分に係る理由は付記されており、かつ、本件文書は不存在であると認められるため、本件処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

なお、公文書の開示請求に対する取扱いについて付言する。

前記5のとおり、本件処分は妥当であるとの結論に至ったが、本件処分に当たり、実施機関は、補記前不存在通知書を補記する形で、補記後不存在通知書を審査請求人に送付している。

補記後不存在通知書に補記された内容は、審査請求人の意思を考慮して補足説明のために行われたものであり、実施機関の裁量の範囲内で行われたとしても、一方で、備考欄のみ異なる同一の処分通知が2通存在することは、正式な処分通知がどちらであるかの判断を迷わせる。

本件文書を保有していない理由をより詳しく説明するためであれば、補記前不存在通知書を利用することなく、裁量の範囲内で任意の形式による文書で良かった。

また、昭島市公式ホームページに掲載されるべき当審査会の答申が掲載されていないことは、市の情報公開の推進に対して疑義を生じさせる要因にもなり得るため、過去の諮問に対する答申書も含め、速やかに掲載するよう求める。

昭島市情報公開・個人情報保護審査会委員

委員名	摘要
出雲明子	
金子秀夫	副会長
柴田邦臣	
下里和夫	
山口昭則	会長